

○飯塚市敬老祝品支給要綱

平成19年7月19日

飯塚市告示第90号

改正 H23-214(題名改称)、H24-246、R2-223、R4-222(題名改称)

(目的)

第1条 この告示は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し敬老祝品(以下「祝品」という。)を支給することにより、長寿を祝い、その功績に感謝するとともに、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(H23-214全改、R4-222一改)

(対象者)

第2条 祝品の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、毎年4月1日からその年の9月1日(以下「基準日」という。)までの間引き続き本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳に記録されている者であって、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間に次の各号に掲げる年齢に達するものとする。

(H24-246一改、R4-222一改)

- (1) 77歳
- (2) 88歳
- (3) 99歳
- (4) 100歳以上

(H23-214全改、R2-223一改、R4-222一改)

(祝品)

第3条 祝品は、前条に規定する支給対象者に対し、それぞれ当該各号に掲げる品物を、選択可能なカタログ方式により支給する。

- (1) 77歳 6,000円相当の品物
- (2) 88歳 10,000円相当の品物
- (3) 99歳 15,000円相当の品物
- (4) 100歳以上 20,000円相当の品物

(H23-214全改、R2-223一改、R4-222一改)

(祝品の不支給)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、祝品を支給しないものとする。

- ((1) 基準日において生存していないとき。

(2) 基準日において禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、祝品の支給は適当でないと市長が認めるとき。

(H23-214全改、R4-222一改)

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(H23-214繰上、H24-246一改、R4-222繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 飯塚市長寿祝金支給要綱(平成18年飯塚市告示第14号)は、廃止する。

附 則(平成23年7月6日 告示第214号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(飯塚市敬老祝品給付事業実施要綱の廃止)

2 飯塚市敬老祝品給付事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第75号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成23年度において支給する第2条第1号及び第2号に掲げる長寿祝金については、同条の規定にかかわらず、「その年の4月1日から」とあるのは、「その年の前年の4月1日から」とする。

附 則(平成24年7月3日 告示第246号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

2 (略)

附 則(令和2年6月18日 告示第223号)

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和5年7月5日 告示第222号)

この告示は、告示の日から施行する。